

# 東京都産業保健健康診断機関連絡協議会規約

## (名称)

第1条 本会は東京都産業保健健康診断機関連絡協議会（略称「都産健協」）と称する。

## (目的)

第2条 本会は産業保健に係る企業外健康診断機関（以下「健診機関」という。）が、東京都内の事業場における健康管理に対する支援サービスの充実を図るため、会員機関および関係行政機関の連携を深め、相互の信頼関係の醸成と会員機関の事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 事業場の健康管理支援事業を推進するために必要な協議および情報交換
- ② 関係行政機関との連携・協力
- ③ 東京産業保健推進センターおよび東京都内の地域産業保健センターとの連携・協力
- ④ 産業保健関係の資料の収集・作成または配布
- ⑤ その他、本会の目的達成のために必要な事業

## (会員および賛助会員)

第4条 本会の会員は、次の各号に該当し第5条の手続きを経て入会を認められた「健診機関」とする。

- ① 東京都内の事業場の健康診断を実施している「健診機関」
- ② 厚生労働省が推進する総合精度管理事業の参加機関
- 2 本会の目的に賛同し、事業の推進に協力を申し出た法人または団体を賛助会員とすることができる。

## (入会)

第5条 本会に入会しようとする健診機関等は、所定の申込書（様式1）に必要事項を記載し、記名押印の上、会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

- 2 役員会の承認を得た会員および賛助会員は、第7条に定める入会金および当該会費を納入するものとする。

(退会)

第6条 会員および賛助会員は、退会しようとするときは、その3か月前までに退会届（様式2）を会長に提出しなければならない。

- 2 会員および賛助会員が正当な理由なく1年以上経過しても会費を納入しないときは、退会したものとみなす。
- 3 会員または賛助会員が本会の目的に反し、会の名誉を著しく傷つけ、または失墜する行為を行ったときは、総会の決議を経て退会を勧告することができる。

(入会金および会費)

第7条 会員および賛助会員の入会金および会費は総会の決議を経て別紙の通り定める。

- 2 前項に定める会費は毎年5月末までに指定の銀行口座に振り込むものとする。
- 3 既納の入会金および会費はいかなる理由があっても返還しない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- ① 理事 6名以上12名以内
  - ② 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、本会の会員のなかから総会において選出する。

- 2 理事は互選により、会長および副会長を選任する。
- 3 理事および監事は相互にこれを兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代行する。
- 3 理事は、役員会の構成員となり、本会の事業を執行する。
- 4 監事は、本会の事業および会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員任期は、前任者または現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(顧問)

- 第12条 本会に、顧問若干名を置くことができる。  
顧問は役員会の議を経て会長が委嘱する。

(会議)

- 第13条 本会の会議は、総会および役員会の2種とする。
- 2 総会は、会員をもって構成する。
  - 3 役員会は、会長、副会長および理事をもって構成する。
  - 4 監事は、総会および役員会に出席し、その職務に関し意見を述べるができる。

(総会)

- 第14条 総会は、毎年1回、事業年度終了後速やかに開催する。  
また、臨時に総会を開催することができる。
- 2 総会は、会長が招集し、本会の事業に関する重要事項を審議する。
  - 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 4 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。  
この場合委任状により委任したものは出席したものとみなす。
  - 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(役員会)

- 第15条 役員会は、会長が必要と認めた場合に招集し、事業の執行に関する事項等を審議決定する。

(部会)

- 第16条 会長は、役員会の議を経て特定のテーマ毎に調査・研究・企画を担当する部会を設けることができる。
- 2 部会に関する事項は役員会で定める。

(資産および経費)

第17条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 本会の資産は、次の通りとする。

- ① 入会金および会費
- ② 資産から生じる収入
- ③ 事業に伴う収入
- ④ その他の収入

(事業計画および収支予算)

第18条 会長は、毎事業年度開始後速やかに役員会の議を経て、事業計画および収支予算の案を作成し、総会の承認を得なければならない。

(決算)

第19条 会長は、毎事業年度終了後速やかに役員会の議を経て、監事の監査を受けた後、事業報告書および収支決算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第21条 本会に庶務および会計を担当する事務局を設ける。

2 事務局は、役員の内選により選任する。

(規約の変更)

第22条 この規約の変更は、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(諸規定の制定)

第23条 本会の運営に関し、必要な規定は役員会の議を経て、会長が別に定めることができる。

(付則)

- 1 この規約は、設立総会の承認により、平成11年2月23日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第11条の規定に拘わらず平成13年度最初の総会日までとする。
- 3 本会の平成11年度の事業計画および収支予算は、第18条の規定に拘わらず設立総会が定める。
- 4 本規約は、平成22年4月21日総会にて、一部修正し更新された。
- 5 本規約は、平成29年4月25日総会にて、会費(年額)を修正し更新された。

入会金および会費規定 別表

規約第7条にいう入会金および会費は次記の通りとする。

但し、会費は入会月により月割するものとする。

	会員	賛助会員
入会金	10,000円(税込)	10,000円(税込)
会費(年額)	18,000円(税込)	18,000円(税込)